

## 【定款変更について】

- ア 変更認可⇒イ以外の場合はずべて。変更には所轄庁の認可が必要。
- イ 変更届出⇒下記に該当する場合、所轄庁の認可は不要。
- ・事務所の所在地の変更
  - ・基本財産の増加（ただし、既存の建物の増築による増加や土地の地積変更等による増加は所轄庁の認可が必要。）
  - ・公告の方法の変更

※基本財産の売却、交換、取壊し、その他の財産への振替、改築（老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助を受けているものを除く）等を行う場合は、事前に基本財産処分承認を受ける必要があるため注意してください。

## 【定款変更の流れ】

- ①定款変更の事前協議（理事会の1ヶ月前までに）  
申請書（届出書）の案及び添付書類をもって、事前に所轄庁に協議をしてください。  
※変更認可、変更届出ともに事前協議をしてください。
- ②理事会及び評議員会で審議  
※評議員会では評議員総数の3分の2以上の同意が必要。
- ③所轄庁へ正式に申請（届出）
- ④所轄庁から定款変更認可書を送付  
※届出の場合、認可書の送付はありません。
- ⑤当該定款変更が法人の登記事項に関する変更の場合、法務局にて登記

※添付書類は次ページ以降を参考にしてください。

## 社会福祉法人定款変更認可申請書添付書類一覧

ア 事業の変更及びそれに伴う基本財産の変更の場合

※すべての書類について正本と副本の2部必要。

添付書類	変更内容	事業の変更		基本財産の変更		備 考		
		事業の追加	事業の廃止	増加(増築等)	減少			
1	定款変更認可申請書	○	○	○	○			
2	理事会及び評議員会議事録(写)、定款変更に係る議案書(写)	○	○	○	○	議案書は定款変更に係るもののみで可。その他の議案書は不要。決議の省略を行った際は、同意書及び確認書の写しも必要。		
3	事業計画書	○	-	-	-	2年度分(事業開始年度分及び次年度分)の計画及び予算。		
4	収支予算書	○	-	-	-			
5	施設建設関係書類	施設建設に係る決算書	△	-	△	-		
		補助金等の決定通知書(写)	△	-	△	-		
		借入金関係書類	借入金決定書又は借入申込書(写)等	△	-	△	-	
			償還計画	△	-	△	-	各年度の償還額及び財源を明記(他の借入金がある場合、法人全体のものも添付)したもの。
		建築資金贈与書類	償還金贈与契約書(写)	△	-	△	-	
			所得証明書、身分証明書、印鑑登録証明書	△	-	△	-	1部は正本、もう1部はその写し。
		建築関係書類	各種補助要綱	△	-	△	-	
			建築資金贈与契約書(写)	△	-	△	-	
			身分証明書、印鑑登録証明書	△	-	△	-	1部は正本、もう1部はその写し。
			工事関係契約書及び領収書(写)	△	-	△	-	
	不動産売買契約書(写)	△	-	△	-			
	建築確認書(写)	△	-	△	-	建築基準法上必要な場合。		
	図面	△	-	△	-	案内図、配置図、平面図等。		
6	事業所の指定書又は指定申請書若しくは事業の廃止届(写)等	△	△	△	△			
7	施設長就任承諾書、履歴書、施設長又は管理者の資格を証する書類(写)	△	-	-	-			
8	基本財産処分承認書(写)	-	△	-	○			
9	財産の処分方法	-	△	-	○			
10	不動産登記事項証明書(全部事項証明書)	△	△	△	△	基本財産の変更(増加(増築等)又は減少)に係る不動産のもの。1部は正本、もう1部はその写し。直近のもの又は認可申請時から3月以内のもの。		
11	現行の定款	○	○	○	○			
12	変更後の定款(案)	○	○	○	○			

イ 役員又は評議員の定数の変更、表記の修正の場合

※すべての書類について正本と副本の2部必要。

	変更内容 添付書類	役員又は評議員 の定数の変更	表記の修正	基本財産の 表記の修正	備 考
1	定款変更認可申請書	○	○	○	
2	理事会及び評議員会議事録（写）、 定款変更に係る議案書（写）	○	○	○	議案書は定款変更に係るもののみで 可。その他の議案書は不要。 決議の省略を行った際は、同意書及 び確認書の写しも必要。
3	不動産登記事項証明書 （全部事項証明書）	-	-	○	基本財産の表記の修正に係る不動産 のもの。1部は正本、もう1部はそ の写し。直近のもの又は認可申請時 から3月以内のもの。
4	現行の定款	○	○	○	
5	変更後の定款（案）	○	○	○	

（○印…必要な書類、△印…該当する場合のみ必要な書類）

- ※1 上記ア及びイについては標準的な事例であり、不要な書類もあり得るので、定款変更認可申請に係る事前協議の際に確認すること。
- ※2 その他個別具体的な事例に応じて、追加書類の提出を求めることがある。

## 社会福祉法人定款変更届出書添付書類一覧

※すべての書類について1部必要。

添付書類	変更内容	事務所の所在地	基本財産の増加 (新しく財産を取得した場合)	公告の方法	備考		
1	定款変更届出書	○	○	○			
2	理事会及び評議員会議事録(写)、定款変更に係る議案書(写)	○	○	○	議案書は定款変更に係るもののみで可。その他の議案書は不要。決議の省略を行った際は、同意書及び確認書の写しも必要。		
3	事業計画書	-	△	-	2年度分(事業開始年度分及び次年度分)の計画及び予算。		
4	収支予算書	-	△	-			
5	施設関係書類	施設建設に係る決算書	-	△	-		
		補助金等の決定通知書(写)	-	△	-		
		借入金関係書類	借入金決定書又は借入申込書(写)等	-	△	-	
			償還計画	-	△	-	各年度の償還額及び財源を明記(他の借入金がある場合、法人全体のものも添付)したもの。
		借入金関係書類	償還金贈与契約書(写)	-	△	-	
			所得証明書、身分証明書、印鑑登録証明書	-	△	-	正本。
		借入金関係書類	各種補助要綱	-	△	-	
			建築資金贈与契約書(写)	-	△	-	
		借入金関係書類	身分証明書、印鑑登録証明書	-	△	-	正本。
			工事関係契約書及び領収書(写)	-	△	-	
		借入金関係書類	不動産売買契約書(写)	-	△	-	
借入金関係書類	建築確認書(写)	-	△	-	建築基準法上必要な場合。		
借入金関係書類	図面	-	△	-	案内図、配置図、平面図等。		
6	事業所の指定書又は指定申請書若しくは事業の廃止届(写)等	-	△	-			
7	施設長就任承諾書、履歴書、施設長又は管理者の資格を証する書類(写)	-	△	-			
8	不動産登記事項証明書(全部事項証明書)	-	○	-	基本財産の増加に係る不動産につき正本が必要。直近のもの又は届出時から3月以内のもの。		
9	社会福祉法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	-	○	正本。		
10	変更前の定款	○	○	○			
11	変更後の定款(=現行の定款)	○	○	○			

(○印…必要な書類、△印…該当する場合のみ必要な書類(事業の追加の定款変更時に同様の書類を提出している場合は不要))

※1 上記は標準的な事例なので、定款変更届出の際に協議すること。

※2 その他個別具体的な事例に応じて、追加書類の提出を求めることがある。